

庁議（令和元年12月17日）結果について

- 1 開催日 令和元年12月17日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 防災・危機管理監、まちづくり政策部長、市民部長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市国民保護計画の変更について

概要	国が「国民の保護に関する基本指針（平成29年12月）」を変更し、県が「神奈川県国民保護計画（平成30年11月）」を変更したことに伴い、平塚市国民保護計画を変更するものです。
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市公共施設評価の公表について

概要	平成29年3月に策定した平塚市公共施設再編計画に基づき、平塚市公共施設評価を実施した。この結果をホームページ等において公表する。
結果	審議の結果承認された。

（3）平塚市用途地域等の見直しに係る基本方針の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>本市では、市街化区域全域を対象とした用途地域等の見直しを平成8年以降行っておらず、人口減少等の社会経済情勢の変化やまちづくりの進展により様々な課題が顕在化しています。</p> <p>これらの課題と度重なる都市計画法の改正に対応し、平塚市都市マスタープラン（第2次）を踏まえた用途地域等の見直しを行う必要があることから、これまで検討を進めてきました。</p> <p>そして、平塚市都市計画審議会における意見聴取及び庁内の部長級及び課長級の検討会議等における検討を経て、見直しに係る基本的な考え方となる「平塚市用途地域等の見直しに係る基本方針（素案）」をまとめ、令和元年10月18日から11月18日までの期間でパブリックコメント手続を実施しました。</p> <p>この度、パブリックコメント手続で提出された意見に対する市の考え方を整理し、「平塚市用途地域等の見直しに係る基本方針（案）」を作成</p>
----	---

	<p>しました。</p> <p>○パブリックコメント手続での提出意見数 9件 (個人：1人から4件、団体：1団体から5件)</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) JETプログラム国際交流員(CIR)の応募について

概要	<p>一般財団法人自治体国際化協会(クリア)が実施する、JETプログラム「外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流推進を図る事業」の3職種のうち、国際交流員(CIR)のリトアニア共和国からの招致について、2020年度配置に向けて応募しました。CIR配置により、市民の機運醸成に努め、リトアニア共和国の都市との国際交流活動をさらに推進していきます。</p>
----	---

以上